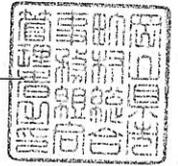




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 5 号）をここに公布する。

平成 25 年 8 月 13 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 7 項中「。以下「県条例」という。」を削り、「適用を受ける岡山県職員」の次に「及び国家公務員退職手当法の適用を受ける国家公務員（以下「県等の職員」という。）」を加え、「岡山県職員としての」を「県等の職員としての」に改め、「（県条例に規定する職員としての引き続きいた在職期間をいう。）」を削り、「岡山県職員となった場合」を「県等の職員となった場合」に改め、同項 2 号中「岡山県職員」を「県等の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 1 月 21 日から適用する。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項にかかわらず、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）の適用を受ける岡山県職員及び<u>国家公務員退職手当法の適用を受ける国家公務員（以下「県等の職員」という。）</u>から退職手当を支給されないで、引き続いてこの条例の適用を受ける組合市町村の特別職等の職員となった者の在職期間は、<u>県等の職員としての引き続いた在職期間</u>を当該組合市町村の特別職等の職員としての在職期間に通算し、退職したときは、次に掲げる額の合計額を退職手当として支給する。ただし、当該職員が引き続いて<u>県等の職員となった場合</u>には、退職手当は支給しない。</p> <p>(1) 特別職等の職員として引き続いた在職期間について、第9条の規定により計算して得た額</p> <p>(2) 退職の日における<u>県等の職員</u>を退職した日にその者が受けていた給料の月額に相当する額及びその者の<u>県等の職員</u>として引き続いた勤続期間を基礎として、組合条例の適用を受ける職員の例により計算して得た額</p> <p>8～11 略</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項にかかわらず、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。<u>以下「県条例」という。</u>）の適用を受ける岡山県職員から退職手当を支給されないで、引き続いてこの条例の適用を受ける組合市町村の特別職等の職員となった者の在職期間は、<u>岡山県職員としての引き続いた在職期間（県条例に規定する職員としての引き続いた在職期間をいう。）</u>を当該組合市町村の特別職等の職員としての在職期間に通算し、退職したときは、次に掲げる額の合計額を退職手当として支給する。ただし、当該職員が引き続いて<u>岡山県職員となった場合</u>には、退職手当は支給しない。</p> <p>(1) 特別職等の職員として引き続いた在職期間について、第9条の規定により計算して得た額</p> <p>(2) 退職の日における<u>岡山県職員</u>を退職した日にその者が受けていた給料の月額に相当する額及びその者の<u>岡山県職員</u>として引き続いた勤続期間を基礎として、組合条例の適用を受ける職員の例により計算して得た額</p> <p>8～11 略</p>

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 5 号） 【概 要】

1 改正の理由

当組合条例において、岡山県職員から退職手当を支給されないで引き続いて当組合市町村の特別職等（副市町村長又は教育長をいう。以下同じ。）となった場合については、在職期間の通算規定を設けているが、国家公務員から同様に当組合市町村の特別職等となった場合については、通算規定がないことから、不利益が生じる可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

国家公務員が引き続いて組合市町村の特別職等となった場合についても、岡山県職員と同様の通算規定を設け、国家公務員としての引き続いた在職期間を組合市町村の特別職等の職員としての在職期間に通算するものとする。

3 施行日

公布の日から施行し、平成 25 年 1 月 21 日から適用する。